



令和 2 年 3 月 18 日  
内閣府（防災担当）

「令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が、令和元年 10 月 17 日（木）に公布・施行されましたが、別紙のとおり、対象地域を追加指定する政令が、令和 2 年 3 月 13 日（金）に閣議決定され、本日（3 月 18 日（水））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 大島、松葉

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

「令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

## 1. 激甚災害の指定

令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害  
(※令和元年8月から9月の前線等に伴う大雨(台風第10号、第13号、第15号  
及び第17号の暴風雨を含む。))

## 2. 適用措置の指定

### 【本激】

#### ①農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。  
(過去5カ年の実績の平均では農地は83%→96%に嵩上げ)

#### ②農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条)

農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げ。(一般災害 20% → 最高 90%)

#### ③小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条第2項~第4項)

国庫補助の対象とならない小規模な農地等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。

### 【局激】

【適用措置】	【対象地域】
○公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第3条、第4条) 公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。 (過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→83%に嵩上げ)	佐賀県多久市 おおまちちょう 大町町
○小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (法第24条第1項、第3項、第4項) 国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。	【追加指定される地域】 岡山県新見市 にいみし 長崎県対馬市 つしまじ 対馬市
○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(法第12条) 事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行う。	千葉県鋸南町 きよなんまち 佐賀県武雄市 たけおし 大町町

## 3. スケジュール

3月13日(金) 閣議決定

3月18日(水) 公布・施行

## 政令第四十八号

令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第二百五十号）第二条第二項、第三条第一項、第四条第一項及び第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「佐賀県多久市及び杵島郡大町町」を「岡山県新見市、佐賀県多久市及び杵島郡大町町並びに長崎県対馬市」に改める。

### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。

令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

- 令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第二百二十六号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行								
（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）	（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）								
第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。	第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。								
<table border="1"><thead><tr><th>激 甚 災 害</th><th>適 用 す べ き 措 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害</td><td>法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに次に掲げる市町の区域に係る激甚災害にあっては、それぞれに定める措置</td></tr></tbody></table>	激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置	令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに次に掲げる市町の区域に係る激甚災害にあっては、それぞれに定める措置	<table border="1"><thead><tr><th>激 甚 災 害</th><th>適 用 す べ き 措 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害</td><td>法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに次に掲げる市町の区域に係る激甚災害にあっては、それぞれに定める措置</td></tr></tbody></table>	激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置	令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに次に掲げる市町の区域に係る激甚災害にあっては、それぞれに定める措置
激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置								
令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに次に掲げる市町の区域に係る激甚災害にあっては、それぞれに定める措置								
激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置								
令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに次に掲げる市町の区域に係る激甚災害にあっては、それぞれに定める措置								
<table border="1"><thead><tr><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td>一 上欄の暴風雨とは、令和元年台風第十号、同年台風第十三号、同年台風第十五号及び同年台風第十七号によるものをいう。 二 上欄の豪雨とは、前線によるものをいう。</td></tr></tbody></table>	備 考	一 上欄の暴風雨とは、令和元年台風第十号、同年台風第十三号、同年台風第十五号及び同年台風第十七号によるものをいう。 二 上欄の豪雨とは、前線によるものをいう。	<table border="1"><thead><tr><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td>一 上欄の暴風雨とは、令和元年台風第十号、同年台風第十三号、同年台風第十五号及び同年台風第十七号によるものをいう。 二 上欄の豪雨とは、前線によるものをいう。</td></tr></tbody></table>	備 考	一 上欄の暴風雨とは、令和元年台風第十号、同年台風第十三号、同年台風第十五号及び同年台風第十七号によるものをいう。 二 上欄の豪雨とは、前線によるものをいう。				
備 考									
一 上欄の暴風雨とは、令和元年台風第十号、同年台風第十三号、同年台風第十五号及び同年台風第十七号によるものをいう。 二 上欄の豪雨とは、前線によるものをいう。									
備 考									
一 上欄の暴風雨とは、令和元年台風第十号、同年台風第十三号、同年台風第十五号及び同年台風第十七号によるものをいう。 二 上欄の豪雨とは、前線によるものをいう。									

# 激甚災害指定により適用される措置の概要

(令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令)

## (第3・4条) 公共土木施設災害復旧事業等

### <措置の概要>

- 公共土木施設（河川・海岸・砂防施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園等）、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、地方公共団体が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象。
- 例えば、公共土木施設災害復旧事業では、事業費総額が自治体の標準税率の一定割合を超える場合に、激甚災害に指定されないなくても、国庫負担率の嵩上げ等の措置を段階的に適用。  
(2／3→3／4→4／4)

## (第24条) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

### <措置の概要>

- 国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設、公立学校、農地、農業用施設、林道の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。
- 激甚災害に指定されていない場合は、小災害債の発行ができる、一般単独災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。  
(例)
  - 一般単独災害復旧事業(例:公共土木施設等)  
充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率47.5%～85.5%  
(財政力補正)

### <激甚災害指定時の措置>

- さらに補助率等を嵩上げ(※)  
(例) 公共土木施設災害復旧事業 70% ⇒ 83%  
(過去5カ年の実績の平均)  
※ ポール計算方式(個別事業ごとに補助率を嵩上げするのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税率に応じて一部を国が負担)
- 小災害復旧事業債 (例:公共土木施設小災害債)  
【都道府県・指定都市】  
1箇所の工事の費用が80万円以上120万円未満のもの  
【市町村】  
1箇所の工事の費用が30万円以上60万円未満のもの  
充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率66.5%～95.0%  
(財政力補正)

※ 激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。